

# 函館市歴史的建造物活用促進事業補助金の概要

R7.4.1 創設

## 1 事業趣旨

歴史的建造物の保存と活用を促進し、未来へとその価値を継承していくため、新たに魅力ある施設として活用する取組を支援するとともに、地域全体の魅力向上と活性化につなげていくため、歴史的建造物の内部改修に要する費用に係る補助金を交付する。

## 2 補助対象者

歴史的建造物の所有者もしくは権原に基づく占有者または当該歴史的建造物の管理者もしくは運営者（所有者以外の者にあつては所有者からの同意を得た場合に限る。）

## 3 補助対象施設・経費

歴史的建造物を魅力ある施設として活用するための内部改修に係る工事費用等の一部を補助

【対象施設の例】（不特定多数の者が利用する施設）

① 飲食店 ② 小売店 ③ 展示場 ④ 宿泊施設 など

（住宅、シェアハウスその他の特定の者が利用する施設は対象外）

【対象経費】

公開部分を活用するため、新たな機能を追加する改修工事費で以下を含む

- ・ 部分解体工事
- ・ 設備工事
- ・ 構造耐力上主要な部分の補強に要する工事

### ●補助金額

補助事業区分	補助率	補助上限額
伝統的建造物	2分の1以内	10,000,000円
景観形成指定建築物等		10,000,000円
景観登録建築物		5,000,000円

※千円未満切捨て

## 4 申請手続き

計画認定と交付申請の2段階制

①計画認定 計画認定申請を行う。

（事業計画審査基準に基づき評価を行い、本制度の要旨に適う計画を認定。）

②交付申請 計画認定後に補助金交付申請を行う。

- ・ 補助事業終了後10年間は事業を継続
- ・ 事業報告書を5年間提出